

令和元年 1 2 月

# 定例総会議事録

松本市農業委員会

令和元年12月 松本市農業委員会 定例総会 議事録

1 日 時 令和元年12月26日(木) 午後1時30分から午後4時9分

2 場 所 議員協議会室

3 出席農業委員 21人

2番	中條 幸雄	3番	竹島 敏博
4番	百瀬 道雄	5番	中川 敦
7番	小林 弘也	8番	河西 穂高
10番	岩垂 治	11番	窪田 英明
12番	塩原 忠	13番	田中 悦郎
14番	柳澤 元吉	15番	長谷川直史
16番	河野 徹	17番	濱 博
19番	橋本 実嗣	20番	古沢 明子
21番	波多腰哲郎	22番	三村 晴夫
23番	塩野崎道子	24番	二村 喜子
25番	上條信太郎		

4 欠席農業委員 5人

1番	青木 秀夫	6番	金子 文彦
9番	丸山 茂実	18番	前田 隆之
26番	堀口 崇		

5 出席推進委員 6人

推1番	大月 國晴	推3番	大澤 好市
推5番	太田 辰男	推10番	中平 茂
推11番	上條 一利	推15番	波田野裕男

6 議 事 (農地に関する事項)

(1) 議 案

- ア 農用地利用集積計画の決定の件…………… (議案第140)
- イ 農用地利用配分計画案の承認の件…………… (議案第141号、第142号)
- ウ 農地法第3条の規定による許可申請許可の件…………… (議案第143号、第144号)
- エ 農地法第3条の規定による競売(公売)農地の買受資格適格者証明申請承認の件…………… (議案第145号)
- オ 農地法第4条の規定による許可申請承認の件…………… (議案第146号～第148号)
- カ 農地法第5条の規定による許可申請承認の件…………… (議案第149号～第152号)
- キ 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請承認の件…………… (議案第153号、第154号)
- ク 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件…………… (議案第155号～第158号)

(2) 報告事項

- ア 現況証明の交付状況の件
- イ 非農地証明の交付状況の件

- ウ 農地法第18条第6項の規定による合意契約通知の件
- エ 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件
- オ 農地法第4条の規定による届出の件
- カ 農地法第5条の規定による届出の件
- キ 農地法第4条の規定による農業用施設届出の件
- ク 令和元年度違反転用への対応について

(3) 協議事項

- ア 令和元年度第2回松本農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更について  
【別冊資料】

7 議 事（その他農業委員会業務に関する事項）

(1) 協議事項

- 松本市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しについて  
【別冊資料あり】

(2) 報告事項

- ア 令和元年度第3回農業経営改善計画の審査結果について
- イ 令和元年度第3回青年等就農計画の審査結果について
- ウ 令和元年度全国農業新聞普及推進の取組結果について
- エ 令和2年1月農業委員会研修会及び新年会について
- オ 主要会務報告並びに当面の予定について

8 その他

9	出席職員	農業委員会事務局	局 長	山田 賢司
		〃	局長補佐	板花 賢治
		〃	局長補佐	清澤 明子
		〃	局長補佐	川村 昌寛
		〃	主 査	高橋千恵子
		〃	主 任	青柳 和幸
		〃	事 務 員	大島のぞみ
		農 政 課	係 長	東山 睦子
		〃	主 任	羽入田未咲
		〃	主 事	川嶋 遥
		〃	主 事	宇治 樹
		西部農林課	主 査	赤羽 誠
		松本農業改良普及センター	課長補佐	小川 章

10 会議の成立 農業委員会等に関する法律第27条第3項により成立

11 会長あいさつ 小林会長

12 議長就任 松本市農業委員会総会会議規則第3条により小林会長が議長に就任

13 議事録署名委員の指名及び書記の任命

〔議事録署名委員〕 10番 岩垂 治 委員

14番 柳澤 元吉 委員

〔書記〕板花局長補佐、川村局長補佐

14 会議の概要

議 長

それでは、次第に沿って、まず農地に関する事項から議事を進めてまいります。

議案第140号 農用地利用集積計画の決定の件、関連いたしまして、農地中間管理権の設定に係る議案第141号 農用地利用配分計画案の承認の件につきまして一括上程いたします。

最初に、議案を掲載されている新規就農者について事務局から説明をしまして、その後、農政課から議案内容について説明をしていただきます。

それでは、事務局からお願いいたします。

青柳主任。

青柳主任

お世話になります。農業委員会事務局の青柳です。

今月の議案にのっております新規就農者について、説明をさせていただきます。

それでは、議案の11ページをご確認ください。

今月の議案にあります新規就農者ですけれども、お二方おりますので、それぞれご紹介させていただきます。

まず、整理番号1番、〇〇〇〇様になります。〇〇様ですけれども、ご住所は新村、また今回借り入れる農地につきましても、新村のものとなります。借り入れ予定につきましては、2筆、373平米、また就農の目的につきましても、自家消費を中心とした農業になります。栽培予定品目は、そちらにありますとおり、タマネギ、ニンジン、ジャガイモ等野菜類を予定してございます。農業従事者につきましても、ご本人と奥様のお二人をご予定してございますので、お願いいたします。

なお、こちらの〇〇様ですけれども、新規就農届提出の折に生坂村の耕作証明をご提出いただいております。ですので、農業技術につきましては既にお持ちということで、よろしくお願いいたします。

議案につきましては、1ページ、こちらの5番、2筆が該当となりますので、お願いいたします。

また、新規就農届の署名につきましては、柳澤農業委員と中平推進委員からそれぞれちょうだいしてございますので、お願いいたします。

では、11ページに戻りまして、整理番号2番になります。〇〇〇〇様です。〇〇様ですけれども、ご住所は旧市、また、今回取得する農地につきましても、島立の2筆、4,635平米を借り入れ予定となっております。就農目的につきましても、出荷等を行う予定ということで、栽培予定品目



ます。

合計欄のみ読み上げますので、7ページをごらんください。

合計、一般、筆数82筆、貸し付け41人、借り入れ22人、面積15万5,335平米。

円滑化事業分、筆数91筆、貸し付け59人、借り入れ36人、面積14万8,645平米。

利用権の移転、筆数3筆、貸し付け3人、借り入れ2人、面積6,624平米。

所有権の移転、筆数5筆、貸し付け4人、借り入れ2人、面積7,3944平米。

第18条2項6号関係、筆数7筆、貸し付け4人、借り入れ4人、面積1万1,160平米。

農地中間管理権の設定、筆数56筆、貸し付け26人、借り入れ1人、面積12万3,843平米。

合計、筆数244筆、貸し付け137人、借り入れ67人、面積45万3,001平米。

当月の利用権設定のうち認定農業者への集積は、筆数120筆、面積21万8,609平米、集積率は67.94%になります。

議案第140号は以上となります。

続きまして、8ページをごらんください。

5-(1)-イ、農用地利用配分計画案の承認の件、議案第141になります。

合計欄のみ読み上げますので、9ページをごらんください。

合計、筆数53筆、貸し付け1人、借り入れ12人、面積11万9,953平米。

当月の利用権設定のうち認定農業者への集積は、筆数43筆、面積10万1,422平米、集積率は84.55%になります。

議案第141号は以上となります。

議長

ただいま農政課から説明がありましたが、両議案に対しまして、農業委員の皆様、推進委員の皆様から質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長

ご意見がないようですので、ただいまから集約をいたします。  
以降、議案の採決におきましては、農業委員の皆様を対象に伺います。  
議案第140号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の皆様の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり決定することといたします。  
続きまして、議案第141号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の皆様の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成でありますので、本件は原案のとおり承認することといたします。  
続きまして、議案第142号 農用地利用配分計画案承認の件につきましてを上程いたしますが、本件は私が役員を務めている法人の案件になります。農業委員会法31条の規定によりまして、私は議事に参与できませんので、退室をさせていただきます。議事の進行を会長代理をお願いいたします。

(小林農業委員 退席)

田中会長代理 しばらくの間議長を務めさせていただきます。  
それでは、議案の説明を農政課からお願いします。  
宇治主事。

宇治（農政課） 続きまして、議案第10ページをごらんください。  
議案第142号になります。  
合計欄のみ読み上げます。  
合計、筆数3筆、貸し付け1人、借り入れ1人、面積3,790平米。  
当月の利用権設定のうち認定農業者への集積率は100%になります。  
議案第141号は以上となります。

田中会長代理 ただいまの説明の中で委員の皆さんから質問、意見等ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

田中会長代理 ご意見がないようですので、ただいまから集約いたします。  
議案第142号について、原案どおり承認することに賛成の農業委員の皆さんの挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

田中会長代理 ありがとうございます。

[全員挙手]

田中会長代理 ありがとうございます。

全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することにいたします。  
それでは、退室している小林委員の入室を許可いたします。

(小林委員 入室)

**田中会長代理** 議事参与の制限にかかわる議題が終了いたしましたので、議長を小林会長に交代いたします。議事の進行を引き続きお願いいたします。

**議 長** 続きまして、議案第143号から144号 農地法第3条の規定による許可申請許可の件、2件についてを上程いたします。  
それでは、事務局から一括説明をお願いいたします。  
大島事務員。

**大島事務員** それでは、総会資料12ページをごらんください。  
農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。  
初めに、議案第143号、県2丁目〇〇〇〇-〇、現況地目、畑、8.68平米を農地の一体利用のため、贈与により〇〇〇〇さんへ所有権を移転するものです。  
なお、〇〇〇〇さんの耕作面積は、許可要件であります旧市地区の下限面積30アールに欠けていますが、申請農地につきましても、隣接する〇〇〇〇さんの所有地を利用しなければ利用が困難であると判断し、農地法施行令第2条第3項に規定されている下限面積の例外として本申請を受理いたしました。  
続きまして、議案第144号、原〇-〇、現況地目、田、75平米外2筆、合計335平米を農地の効率的な利用のため、交換により〇〇〇〇〇さんへ所有権を移転するものです。  
本申請は、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。  
以上2件になります。よろしくをお願いいたします。

**議 長** 次に、地元委員の意見を第143号から順次お願いをいたします。  
初めに、143号、県でございます。塩野崎委員さん、お願いします。

**塩野崎農業委員** 青木委員さん、きょう欠席ですので、私がかわりにお話しいたします。  
青木委員さんが直接本人とお話をいたしまして、この方たちはいとこ同士ということで、もう先々代のころから、土地が交換したときに面積と実測といろいろ何かあったそうで、今回の納税猶予が解けたということで、これはあぜ道だそうです。やっぱりあぜ道を今度売買じゃなくて、贈与という形で移転したということで青木さんのほうからお聞きしていますので、よろしくをお願いいたします。

**議 長** ありがとうございます。



次に、144号、原ですので、竹島委員さん、お願いします。

竹島農業委員

144号について説明します。

12月22日に現地確認をいたしました。場所は、○○○の○○○○○○  
○○○○の南側に○○○○○○○○がありますが、その○○○○○○○○  
の裏側の土地でございます。この地域は今、宅地分譲が進んでいる場所  
として、○○○○○さんの所有の土地、これは宅地分譲用でしたそうでし  
けれども、その土地と、○○○○○さんの隣に、田んぼ、今耕作していま  
すが、その土地を交換して、農業を進めると、こういうことございま  
すので、現地確認して異常ないと思われま。

以上です。

議 長

続きまして、全体を通してほかの委員の皆様で質問、意見ありましたら、  
発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

意見がないようです。

農地法第3条の規定による案件、2件について、一括をして集約いたしま  
す。

議案第143号から144号について、原案のとおり許可することに賛成  
の農業委員の皆様の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

全員賛成ですので、本件は原案のとおり許可するということを決定いたし  
ます。

続きまして、議案第145号 農地法第3条の規定による競売農地の買受  
資格適格者証明申請承認の件、1件についてを上程をいたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

大島事務員。

大島事務員

それでは、13ページをごらんください。

競売農地の買受資格適格者証明の承認についてです。

議案第145号、島内にお住まいの○○○さんが○○○○○○○○○○  
で行われる島内○○○○-○○○○、登記地目、田、現況、休耕地、39  
3平米の競売に参加するため、適格者の承認を受けるものです。

以上1件につきましては、いずれも承認の要件を満たしていることをあ  
わせて申し上げます。

なお、落札後は農地法第3条の許可申請を改めてすることになります。

以上になります。よろしく申し上げます。

議 長 次に、地元委員の意見を河野委員からお願いいたします。

河野農業委員 実は、この農地、農地なんです、いわゆる宅地に接した農地でございます、生け垣に囲まれた中の農地になります。それで、現況休耕地というふうに記載してございますが、実はこの所有者、〇〇〇〇さんですが、いろいろ問題の多い人でございます、〇〇へ〇を置いたり、いろいろ問題行動のあった方なんです、ことしの春、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。物置のほうは残っておりますけれども、そんなようなことで、今はちょっと〇〇〇にはおられません、非常に〇〇自体がないというか、使ってしまうというか、どこへ使ったかよくわかりませんが、〇〇はあったはずなんです、なくなってしまうと、これ、差し押さえを受けて、競売にかかるという特殊な案件になります。

それで、今回の適格者証明を申請しました〇〇〇さんは、ご承知の方もいらっしゃるかと思いますが、地元で1町歩以上田んぼを中心に耕作をしております。非常に熱心に朝早くから耕作をしております。いろいろ〇〇〇といたしますか、そういう仕事をしながら農業をやっている方でございます、この土地は、所有者がそういう難しい方なんです、後、〇〇〇〇〇どうなるかわからないなんていうようなことも本人にお聞きをしているところでございますが、問題なくこの農地については、今、ここ、休耕地になっておりますが、確実に3条を申請する前に農地の状態に戻すということで言質をとっておりますので、よろしく申し上げます。

議 長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 ご意見がないようですので、ただいまから集約をいたします。  
議案第145号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の手をお願いたします。

[全員挙手]

議 長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することといたします。  
続きまして、農地法第4条の規定による許可申請承認の件につきましてですが、議案第146号は取り下げとなりましたので、議案第147号及び148号の2件についてを上程をいたします。  
それでは、事務局から一括説明をお願いいたします。  
高橋主査。

高橋主査 それでは、議案書の14ページをお願いいたします。  
初めに、議案の取り下げについてですが、昨日代理人から申請を取り下げ

る旨の連絡があったため、議案第146号は取り下げとなりました。

それに伴いまして、14ページ下の合計欄、こちらを合計2件、4筆、370平米に訂正のほうをお願いいたします。

それでは、農地法第4条の規定による許可申請承認の件について説明いたします。

初めに、議案第147号、和田○○○○-○、現況地目、宅地、26平米外2筆、合計108平米を和田にお住まいの○○○○さんが住宅・通路用地にするものです。申請地は既に宅地及び宅地への進入路となっており、農地とは確認せずに使用していたものです。追認であることにつきましては、当時転用許可の手続がされていれば、転用基準を満たしており、またてんまつ書も添付されているため、やむを得ないものと考えます。農地区分は第2種農地ではありますが、位置的代替性がないため、許可相当と判断しました。

続きまして、議案第148号、里山辺○○○-○○、現況地目、畑、262平米に里山辺にお住まいの○○○○さんが駐車場を新設する計画です。農地区分は第2種農地ではありますが、位置的代替性がないため、許可相当と判断いたしました。

以上、これら2件につきましては、一般基準等の各要件を満たしていると判断しております。よろしくをお願いいたします。

**議 長** 議案第147号につきましては、和田でございますので、地元委員の長谷川さん、お願いいたします。

**長谷川農業委員** 1週間ほど前に確認に行ってきました。こんなところに農地があったかというようところで、問題はないと思います。何か聞いた話によりますと、住宅を新築するみたいで、役所のほうから土地のあれをちゃんとやってほしいということで、申請したみたいですので、よろしく申し上げます。  
以上です。

**議 長** 現地調査をしていただきました中川さん、お願いいたします。

**中川農業委員** 12月18日に金子委員と事務局のお二人とで現場を見てまいりました。本件は追認の案件ということで、やむを得ない、いたし方ないと判断してまいりました。よろしく申し上げます。

**議 長** ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

**議 長** ないようです。  
議案第147号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の



ただいまから集約いたします。

議案第148号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の手をお願いたします。

[全員挙手]

議長

全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。続きまして、関連がありますので、議案第149号から152号 農地法第5条の規定による許可申請承認の件、4件及び議案第153号、154号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認の件、2件について一括上程をいたします。

それでは、事務局から一括説明をお願いいたします。

高橋主査。

高橋主査

それでは、議案書の15ページをお願いいたします。

農地法第5条の規定による許可申請承認の件です。

議案第149号は、次のページの計画変更申請と関連がありますので、一括説明いたします。

まず、議案書16ページをごらんください。

これは、既に許可を受けた事業について、その事業計画を変更することについて承認を得るものです。

議案第153号、○○○○○○○○○○○○○○○○○○が島内○○○○-○、地目、田、842平米で行う予定であった特定建築条件つき土地による住宅を○○○○○○○○○○○○○○○○○○による建て売り住宅に変更するものです。これは、土地購入者が住宅建て売り業者であったため、建築条件つき売買予定地の要件を満たさなくなったことから、今回の計画変更申請となりました。

次に、変更後の計画について説明いたします。

15ページに戻っていただきまして、議案第149号、島内○○○○-○、現況地目、宅地、200.01平米外4筆、合計841.61平米に○○○○○○○○○○○○○○○○○○が建て売り住宅を新築する計画です。農地区分は第1種農地ではありますが、位置的代替性がなく、集落に接続しているため、不許可の例外に該当し、許可相当と判断いたしました。

続きまして、議案第150号ですが、こちらも17ページの計画変更申請と関連がありますので、一括して説明いたします。

議案書17ページをごらんください。

議案第154号、○○○○さんが平成11年5月27日に家畜診療所を建設する目的で許可を受けた島内○○○○-○、843平米に○○○○さんの三女の方になりますが、○○○○さんが農家分家住宅を建設するため計画を変更するものです。

15ページにお戻りいただきまして、議案第150号、変更後の計画についてご説明いたします。





田中農業委員        それでは、議案第151号なんですけれども、場所的には〇〇〇〇〇の東側、笹賀地区の〇、神林の〇〇〇ということで、今井とは言っても、いささか、かわりが少ない地域でありますし、周りが既にほとんど開発といいますか、それぞれ資材置き場なりというような状況でありますので、許可することに問題はないと思いますけれども、この地図をごらんいただくと、西側にブドウ園があつて、今営農しておりますので、それ、本人、代理人に営農に支障のないような許可するに当たって文言は必要ではないかというふうに判断しました。

議     長                現地調査をしていただきました中川さん、お願いします。

中川農業委員        現地見てまいりました。割と広く見えるんですが、これ、南から北側を見た写真だと思います。この南側が道路、手前の南側が道路、その向こうは工場だったと思います。右側に資材置き場を挟んで道路、その向こうがやはり工場か何か倉庫のようなものですね。この西側がこれ、ブドウ園なんですが、よくよく見ると、この一帯がむしろ農地であることがちょっと不自然だと思われるようなところもありまして、それくらいのもんだと思っております。やむを得ないという案件かと思えます。許可相当と判断して差し支えないと思えます。

議     長                ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議     長                意見がないようですので、ただいまから集約をいたします。  
議案第151号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の皆様  
の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議     長                全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。  
続いて、152号、梓川梓でありますので、古沢委員さん、お願いします。

古沢農業委員        この地域は、梓川梓地区でも中心地だと思います。この写真でいきますと、上のわずかに左側に見えるところに住宅が、多分、息子さんの住宅ではないかと思われるものが建たっております。左の奥には空き家になっております。右側のラインのところには水路が通っております。その道路を挟んで向こう側には住宅が続いているという環境でございます。

ここ、2回行ったんですが、お留守で、お話は聞けなかったんですが、この近隣のおばさまにお会いしまして、空き家が大分ふえていると。なので、ここに住宅が建たって入居者がふえてくれれば非常にありがたいというよ



うなお話を聞いてまいりました。ここに宅地になって住宅が建たりまして、近隣に何も影響がなく、むしろ活性化されるのではないかと見てまいりました。お願いいたします。

議 長 現地確認をいたしました中川委員さん、お願いします。

中川農業委員 現場を見てまいりました。第3種農地ということもありますし、許可相当と判断して差し支えないと判断してまいりました。よろしくお願いします。

議 長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 意見がないようですので、ただいまから集約をいたします。  
議案第152号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の皆様  
の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することといたします。  
続きまして、議案第155号から158号 引き続き農業経営を行っている  
旨の証明承認の件、4件についてを上程いたします。  
事務局から一括説明をお願いいたします。  
大島事務員。

大島事務員 18ページをごらんください。  
引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認について説明いたします。  
初めに、議案第155号、井川城3丁目にお住まいの〇〇〇〇さんが井川  
城3丁目〇〇〇〇-〇、253平米外1筆、合計388.5平米について  
承認を受けるものです。  
続きまして、議案第156号、井川城3丁目にお住まいの〇〇〇〇さんが  
井川城3丁目〇〇〇〇-〇、253平米外1筆、合計388.5平米につ  
いて承認を受けるものです。  
なお、議案第155号と第156号は持ち分2分の1ずつの共有名義の案  
件となっております。  
続きまして、19ページをごらんください。  
議案第157号、里山辺にお住まいの〇〇〇〇さんが里山辺〇〇〇〇-〇、  
770平米について承認を受けるものです。  
続きまして、議案第158号、水汲にお住まいの〇〇〇〇さんが水汲〇〇  
-〇、1、424平米について承認を受けるものです。  
以上4件になります。よろしくお願いします。

議長 ただいま大島事務員から話がありましたが、議案155号、156号につきましては、同一でございまして、2分の1ずつのというようなことでございますので、この件につきましては、塩野崎委員さん、お願いします。

塩野崎農業委員 青木委員さんと現地確認いたしました。私も近くでしたので、行って、本人ともお話をしてきましたが、場所的には〇〇の〇〇〇〇と〇〇〇〇〇〇〇〇〇の間にある道路の位置のちょうど南側に当たるんですが、屋敷の裏で、もう本当に作物をつくっていかなきゃいけない本当の家続きの屋敷の裏の場所です。今はもうこういう時期でしたので、タマネギが植わってましたし、それからアスパラをつくっているようで、アスパラの根というか、そういうものがありました。農地をきちんとやって、2人でご夫婦でやっているということでしたので、大丈夫だと思います。  
以上です。

議長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見がないようですので、ただいまから集約いたします。  
議案第155号、156号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の皆様の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。  
続きまして、156号につきましては里山辺であります。中川委員さん、お願いします。

中川農業委員 里山辺の北小松と言いまして、市街化区域内になります。住宅、あるいは新興住宅地の一角というか、中でございました。見てきましたけれども、いろいろなものが植わってました。今、ネギとか、それから終わって収穫した後、何かきれいになっていまして、農地としてはしっかりと活用されていると判断して見てまいりました。よろしくをお願いします。

議長 議案第157号について、ほかの委員の皆様で本件について質問、意見がありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。

ただいまから集約いたします。

議案第157号については、原案のとおり承認することに賛成の委員の皆様  
の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。  
続きまして、158号、水汲であります。竹島委員さん、お願いします。

竹島農業委員 12月22日に現地確認を実施してまいりました。場所的には、〇〇〇の  
〇〇〇〇〇の北側に〇〇〇〇の〇〇〇がございますが、その裏手の住宅に  
囲まれた一帯の中に田園がございます。この指定された田んぼにつつま  
して、水稻を耕作された跡がありまして、健全な農地を管理していると、  
このように確認してまいりました。  
以上です。

議長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願い  
いたします。

[質問、意見なし]

議長 意見がないようですので、ただいまから集約をいたします。  
議案第158号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の皆様  
の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。  
ここです、4条の議案、146号について、先月皆様から1時間ほど  
この太陽光の案件に対しましていろいろ意見をいただきました。きのう取  
り下げということではあります、このちょっと現状について、川村補佐、  
ちょっとお話をいただければと思います。

川村局長補佐 ご苦労さまでございます。事務局の川村です。  
今、会長おっしゃられたように、先月の定例総会におきまして意見をお聞  
きしたところなんです、その中で、指摘項目が、大きく2つございまし  
て、1つが、知見を有する者の意見書、これが以前は〇〇〇〇〇の〇〇〇  
〇さんということだったんですけれども、ミョウガのほうはちょっと難し  
いということで、新たに知見を有する者ということ、実はこれにつつま  
しては、先進地と言えおかしいですが、大きくやっている隣接県  
にある群馬県のほうの〇〇〇〇〇〇〇〇さんのほうから意見書をいただきま  
して、それにつつましては大方クリアしたところなんです、2点あった

うちのもう一点、実質作付をするという申請者のお孫さん、こちらからの意見の聞き取りということを通してお願いしていたところなんです、こちらが見られなかったと。いわゆる事務局のほうに来なかったという中で、代理人のほうとも事前にこの2点がクリアしなければ、一応きのうまでで猶予を与えた中で、お見えにならなかったということで、本日事務局のほうから代理人のほうに連絡して、今までの経過からして、取り下げてくださいということで、承諾を得て取り下げとなった次第でございます。

ただし、今回の案件には載っていませんが、取り下げということで。今後、もしかしたら新たに出てくる可能性もある案件ではございます。

ただし、くどいようですけれども、12月の本定例会の中では取り下げということで、ぎりぎりまで待ったもので、議案書のほうには番号を付して載せてあるところですが、そういった事情があるということでご承知おきお願いしたいと思います。

以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

ただいまの川村補佐の説明に対しまして皆さんご意見がありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ないようです。

ただいまの説明のとおりでございますので、どうかご承知おきをいただきたいと思います。

続きまして、農地に関する事項の報告事項に入ります。

事務局から報告事項のアからキについて一括説明をお願いいたします。

大島事務委員。

大島事務員

それでは、報告事項のアからキについて説明いたします。

これらにつきましては、書類等完備しておりましたので、事務局長の専決により処理いたしました。

初めに、20ページ、現況証明の交付状況の件、2件、続きまして21ページ、非農地証明の交付状況の件、1件、続きまして22ページ、23ページ、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件、15件、続きまして24ページから26ページ、農地法第3条の3第1項の規定による届出の件、25件、続きまして27ページ、農地法第4条の規定による届出の件、1件、続きまして28ページから30ページ、農地法第5条の規定による届出の件、14件、続きまして31ページ、農地法第4条の規定による農業用施設の届出の件、1件、以上になります。よろしくお願ひします。

議長 ただいまの報告について委員の皆様から質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見がないようですので、これら報告事項に基づきましては、事務局の説明のとおりご承知おきいただきたいと思います。

続きまして、報告事項ク、令和元年度違反転用への対応について、事務局からの説明をお願いいたします。

大内主査。

大内主査

それでは、32ページをごらんください。

今年度の違反転用への対応については、こちらに記載のとおり、これまでと同様に適切な是正対応を行っていくものです。

また、該当地区の委員の皆様につきましては、本日、違反転用、また違反転用が疑われる農地の調査についての依頼を開会前にお渡ししました。以前から違反転用とされている課題のある農地や、あと今年度の農地パトロールで新たに判明した違反転用と思われる農地について確認をしていただくものです。

実施方法については、昨年度と同じく、農地利用最適化推進委員の皆様とも連携していただきながら、該当地区の確認及び写真撮影、また可能な範囲内で構いませんので、違反転用地の所有者、行為者への聞き取りを行っていただきたいと思います。

実施方法等について、何か不明な点がありましたら、また事務局までご連絡をいただきたいと思います。

なお、報告期限は、来月の総会開催日である1月31日となっておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

議長 ただいまの報告について、委員の皆様から質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。

事務局の説明のとおりご承知おきをいただきたいと思います。

続きまして、農地に関する事項の協議事項に入ります。

協議事項でございますが、令和元年度第2回松本農業地域整備計画の変更について、農政課から計画変更の概要などについて説明をお願いいたします。

川口係長。

川口（農政課）

皆様、お疲れさまです。農政課計画担当の川口と申します。

着座にて失礼いたします。

まず、資料の確認をいたします。

まず1つ目、「（協議事項）5－（3）、令和元年度第2回松本農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更について」と記された資料、そして「変更申出地位置図」と記された資料、それぞれホチキスどめのものでございます。あと、ちょっと後づけになってしまったんですが、右上に「農振差替1」と記した紙、A4一枚の資料、計3種類をもってご説明いたします。よろしいでしょうか。なければ、手を挙げていただければこちらで。ありますか。よろしいでしょうか。お手元にありますか。それでは、ご説明を開始いたします。

まず最初、協議案件は計8件でしたが、本日、案件番号6の代理人が電話にて取り下げの意向を示しましたので、1件減り、計7軒の案件となりました。先ほども申したとおり、それに伴って、農振差替1というA4判1枚の紙ですね。資料ですね。を机のほうに置かせていただいた次第でございます、差しかえの資料でございます。

では、最初に左上に「（協議事項）5－（3）」と記された資料をおめくりいただきたいと思えます。

こちらの目次のところをですね、1の（4）整備計画変更一覧表とありますが、その他が6件となっておりますが、先ほど申したとおり、1件取り下げになりましたので、「6」から「5」に訂正をお願いいたします。

続きまして、1ページ、令和元年度第1回松本農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更というお題目があるもので、（1）変更案の概要なんですけど、先ほどの差しかえのほうですね。A4の紙1枚のほうが訂正案となりますので、よろしくをお願いいたします。

なお、こちらの「農振差替」、差しかえのA4判のほうなんですけど、ちょっとすみません、慌ててつくったもんですから、区分の取り下げのところの面積「2, 927」と記載がありますが、お隣の農地の「2, 973」と同じ面積地ですので、「2, 927」ではなく、「2, 973」とちょっと書きかえてください。すみませんでした。

なお、申し出面積は「7, 023. 83」は合っておりますので、ご了解願いたいと思えます。

こちらが変更案の概要でございます。

では、2ページ目をめくってください。

今回、申し出経過と農振除外までの予定についてご説明いたします。

（2）経過は次のようでございます。よろしくをお願いいたします。

10月に申し出を受けて、各地区農振協議会、現地調査、庁内調整会議ととり行いました。本日、農業委員会でご協議いただくこととなります。

続きまして、同じページ、2ページの（3）今後の予定なんですけど、今後の予定は記載のとおりでございます。本案件7件ですが、今後、松本市農振協議会で承認されると、県の事前協議、県の同意を得て、除外完了、公告及び通知を予定しておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

議長 　　ただいま説明がありました。質問、意見ありましたら、お願いいたします。

〔質問、意見なし〕

議長 　　ないようですので、次に移ります。  
それでは、変更案の協議に入ります。  
まず、農家住宅について説明をお願いいたします。  
川口係長。

川口（農政課）　それでは、ご説明いたします。  
まず、資料3ページから8ページにかけての（4）整備計画の変更一覧表をごらんください。個別案件ごとに左側から番号が、また上段から下段にかけて案件ごとの内容を記しております。なお、一番下には別冊の変更申出地の位置図のページが記してありますので、ご参考によりしくお願いいたします。  
なお、冒頭でご説明したとおり、案件番号6、取り下げなんです、の説明は省きたいと思います。  
では、まず農家住宅1件のご説明を始めたいと思います。  
番号1、梓川地区です。既存建築の追認案件です。申出者である農業経営者の〇〇〇〇氏は、1万平米以上の自作している農業経営者でございます。居住住宅の南側に息子夫婦の住宅を建築予定でしたが、その際、市から居住住宅が北側の農地、いわゆる申出地にかかっていると指摘されました。被相続人の亡き父からその旨の話はありませんでしたが、判明した現況を是正し、適法な状態にするため、また今後の農業経営と効率化を考慮する必要があり、農家住宅敷地を拡張、田、17.18平米を分筆、農振除外、転用したいとするものです。  
以上でございます。ご協議をお願いします。

議長 　　農家住宅1件について説明がありました。  
地元委員から何か補足説明がありましたら、お願いいたします。  
古沢委員。

古沢農業委員　すみません、波田野委員さんにお答えいただきます。

波田野農業委員　現状は宅地続きで、一応畑にはなっていましたけれども、生け垣に囲まれた中にありまして、もう現状としてはもう転用差し支えないと思います。

議長 　　次に、全体の委員さんから意見がありましたら、お願いをいたします。

〔質問、意見なし〕

議長 ないようです。  
集約をいたします。  
農家住宅1件、17.18平米については、やむを得ないと集約したいと思いますが、承認いただける方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、農家住宅1件については、やむを得ないと集約をいたします。  
次に、農家分家について説明をお願いいたします。  
川口係長。

川口（農政課） それでは、農家分家住宅1件でございます。  
番号2、波田地区でございます。申出者である〇〇〇〇氏は、現在、妻と2人暮らしです。結婚前は実家で両親、兄家族5人の計8人で生活していましたが、結婚後の共同生活をする際に、居住スペースの手狭さがあり、自己用住宅の必要性を考えるようになりました。複数の土地を探すものの、選定条件に合う土地がなく、唯一農業業経営者が父、〇〇〇氏の土地について、貸してくれるということでしたので、選定地となりました。これまでも休日に農繁期には農作業を手伝っており、また両親も高齢となっているので、耕作農地に近い申出地を選定した次第でございます。農家分家用として、田、402平米のうち300平米分を農振除外、転用したいとするものです。  
なお、本件農業経営は、申出者の兄、〇〇〇〇〇氏が継いでいく予定です。  
以上です。ご協議をよろしく申し上げます。

議長 ただいま農家分家1件について説明がありました。  
地元委員から何か補足説明がありましたら、お願いいたします。  
波田でありますので、波多腰委員さん。

波多腰農業委員 これ、地図を見てももらいたいんですけども、この建てる土地は、田んぼで、自家用の田をつくったようなんですが、その上、北側ですが、ここへ〇さんのカーネーションのハウスが何棟もあるんですよ、ここに。本来なら日影になるになるんですけども、自分ちのことなので、〇さんのほうが許可すればいいんじゃないかというような話でもって、現地というか、みんなで見て、話し合ってみましたので、私としては、問題なかったと感じました。  
以上です。

議長 全体の委員さんから質問がありましたら、お願いいたします。









傾斜がございまして、もう〇〇からすぐに上がり込むというような傾斜がございまして。ご自宅とその道を挟んだ西側にも住宅があるということで、ちょうど日影になる。ましてや、先ほどの説明でもありましたとおり、除雪路線に入っていないということで、冬期間の車の進入が非常に困難であるということから、直接〇〇〇〇から隣接するご自宅の敷地を利用して、駐車場ないしご自宅内の雪を捨てる場所に確保していきたいというようなお考えのようですので、説明させていただきました。

以上でございます。

議 長

ただいまそれぞれの地域の委員の皆様にご説明をお願いいたしました。

この5件につきまして、全体の委員の皆様で質問、意見がありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ないようです。

集約いたします。

その他5件、3,733.65平米については、やむを得ないと、こういう形で集約をしたいと思います。ご承認いただける方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

全員賛成ですので、その他5件については、やむなしということで集約をいたします。

最後に、松本市の農業振興に関する計画の変更についてを説明をお願いいたします。

川口係長、お願いします。

川口（農政課）

それでは、松本市の農業の振興に関する計画の変更についてご説明いたします。

資料としては、ページ7から15ページになっております。よろしく申し上げます。

趣旨ですが、土地改良事業の完了後8年を経過していない農振農用地については、基本的には農振除外ができません。ただし、主に農業者が営む農業用という要件を満たすものについては、27号計画を変更し、県との調整等を経ると、例外的に除外を行うことが可能とされております。

なお、土地改良事業の実施経過については、資料8ページに記載しております。

資料の9ページから記しているとおり、先ほど協議をしていただきました案件番号1から5、そして6を飛ばして7、8までのうち、案件番号1番と2番の二案件につきましては、番号①、②と示させていただきました。

この番号、①、②の変更申出面積、合計317.18平米については、国営中信平第二期農業水利事業、いわゆる補助事業の受益地で、まだ完了後8年を経過しておりません。ただ、番号①、②については、地域の総合的な土地利用において問題がなく、また農業上の土地利用への支障が軽微であると判断しますので、土地改良事業の完了後8年を経過していない土地ではありますが、今回の松本市の農業振興に関する計画、いわゆる27号計画について、変更をしたいとするものです。

以上が説明となります。よろしくお願いたします。

議長 ただいま松本市の農業の振興に関する計画の変更について説明がありましたが、委員の皆様から質問、意見がありましたら、お願いたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。  
集約をいたします。  
松本市の農業の振興に関する計画の変更につきましては、異議なしと集約したいと思いますが、ご承認いただける方は挙手をお願いたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、松本市の農業の振興に関する計画の変更につきましては、異議なし、こういう形で集約をいたします。  
それでは、今までの協議結果をまとめて事務局から報告していただきたいと思っております。  
山田局長。

山田局長 ただいまの協議結果の集約を報告いたします。  
農家住宅1件、17.18平米につきましては、やむを得ないと集約しました。  
農家分家1件、300平米につきましては、やむを得ないと集約しました。  
その他5件、3,733.65平米につきましては、やむを得ないと集約しました。  
松本市の農業の振興に関する計画の変更については、異議なしと集約しました。  
以上です。

議長 ただいま事務局長から報告された集約で異議はありませんか。

[異議なし]

議長 異議なしということで認めまして、協議事項、令和元年度第2回の松本農

業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更につきましては、以上のとおりであります。農業委員会の意見として決定をいたしました。

農地に関する事項の議事が終了いたしましたので、ここで暫時休憩といたします。再開は3時15分といたします。お願いいたします。

（休 憩）

議 長

それでは、総会を再開いたします。

休憩前に続き、その他農業委員会業務に関する事項から議事を進めてまいります。

初めに、協議事項から、松本市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しについてを議題といたします。

農政課から説明をお願いいたします。

東山係長、お願いします。

東山（農政課）

では、松本市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しについて協議をお願いいたします。

ページの34ページをお願いいたします。

では、着座にて説明させていただきます。

まず、趣旨ですが、令和元年10月に長野県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針の定期見直しがありまして、それに伴い、本市の基本構想を見直し、農業委員会の意見聴取を行うものです。

本市基本構想の概要ですが、農業経営基盤強化促進法に基づくもので、国段階、県段階、市段階において定めるもので、今回はおおむね5年ごとの定期見直しによるものです。

位置づけられている制度として、認定農業者制度、認定新規就農者制度、利用権設定等推進事業等がございます。

見直しの経過については、お示しのとおりですが、今回は平成26年度に法改正に伴う変更見直しがされております。

基本構想見直しの考え方ですが、市の特性を踏まえながら、県基本方針に即して見直しをすることとなっており、今回は主に認定農業者の所得目標の見直し、それを踏まえた経営指標の改定、それから人・農地プランの実質化、円滑化事業等の記載を見直しております。

次の35ページをごらんください。

基本構想において定める事項と見直しの内容は、以下にお示しをしております。

第1項の①になりますが、認定農業者の所得目標見直しは、すみません、その次のページの36ページをごらんください。標準地域については、県の見直しに伴いまして、認定農業者の主たる従事者1人当たりの所得目標について、他産業並みの水準となるよう認定する必要があることから、長野県の方針と同じく530万円に設定しました。

また、耕作条件が厳しい中山間地域は、担い手確保の観点から、組織、家

族経営体の割合と同じ56%で算出し、目標を350万円から300万円に見直しました。

長野県基本方針と松本市基本構想の所得目標数値の変遷については、お示しのとおりでございます。

なお、認定新規就農者の所得目標は、今回の見直しでは現状維持となっております。

次に、項目3の②番、担い手経営体への農用地利用集積の目標の見直しにつきましては、今までは都市近郊地帯、水田地帯、園芸地帯、中山間地帯の集積目標はありましたが、市全体の目標がなかったため、県基本方針に合わせて明記し、目標を定めました。

次に、項目4、5の③ですけれども、農地利用集積円滑化事業が農地中間管理事業へ統合一本化されるため、その内容を記載し、項目5については削除をしております。

それで、今後の進め方ですけれども、農業委員会及び農協の意見聴取後、庁議及び議会に協議し、パブリックコメントを実施します。パブリックコメントの結果を市議会へ報告後、県に協議し、おおむね令和2年の4月の報告を目標としております。

説明は以上でございます。

**議 長**                   ただいま農政課から説明がありましたが、これより質疑を行います。  
発言のある委員さんは挙手をお願いをいたします。  
中川委員。

**中川農業委員**           中川です。ちょっと質問させてください。  
この認定農業者の所得目標ですよ。これ、標準地域と中山間地域と分けられていまして、中山間地域、これは平成18年、26年、令和1年、580万円、350万円、300万円と下がっていますよね。これ、何か理由はあるんですか。

**議 長**                   東山係長。

**東山（農政課）**       すみません、中山間地域の県の主たる従事者1人当たりの目標数値というものが特に定めがございませんでして、平成26年は350万円の所得目標になっているんですけれども、同じ繰り返しになってしまうんですが、県の定めはございません。今回見直しをしましたのが、その横の家族経営協定のほうの標準地域と中山間地域のほうが、標準地域が800万円と中山間地域が450万円という定めがあるんですけれども、こちらのほうは県のほうで定められている数字なんですけど、この差が56%、約なんですけれども、56%になることから、こちらを基準として、今回標準地域は530万円になるんですけれども、そこから算出をしまして、300万円というふうに変更させていただきました。

議 長 中川委員。

中川農業委員 わかりました。

議 長 すみません。  
ほかに質問ありましたら。

[質問、意見なし]

議 長 ないようです。  
集約をいたします。  
農業委員の皆様に伺いますが、本件についてご承認いただける委員の皆様  
の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 全員賛成ですので、本件は承認をされました。ありがとうございました。  
続きまして、報告事項に移ります。  
まず、報告事項ア、令和元年度第3回農業経営改善計画の審査結果について  
を議題といたします。  
農政課の説明をお願いいたします。  
羽入田主任。

羽入田（農政課） 令和元年度第3回農業経営改善計画の審査結果についてご報告いたしま  
す。  
着座にて失礼いたします。  
根拠法令は、すみません、37ページになります。  
根拠法令は、農業経営基盤強化促進法並びに同法施行規則に基づき、松本  
市長が認定するものになります。  
認定基準は、資料にお示ししているとおりです。  
審査方法については、原則年4回審査を行い、第三者組織に当たる松本市  
農業支援センター内の経営改善指導員へ意見聴取を行い、認定しているも  
のです。  
今回の農業経営改善計画認定者は、新規の方が13件、再認定の方が20  
件で、それぞれの地区及び経営体名は資料にお示ししているとおりになり  
ます。  
以上33件について、全件承認されたことをご報告いたします。  
以上です。

議 長 ただいま農政課から説明がありましたが、これより質疑を行います。  
これに対しまして発言のある委員の皆様は挙手をお願いいたします。



[質問、意見なし]

議長

ないようです。

本件につきましては、ただいまの説明のとおりでありますので、ご承知おきをいただきたいと思います。

続きまして、報告事項イ、令和元年度第3回青年等就農計画の審査結果についてを議題といたします。

農政課の説明をお願いいたします。

川嶋（農政課）

お世話になります。農政課の川嶋と申します。

資料は40ページをごらんください。

着座にて説明させていただきます。

令和元年度第3回青年等就農計画の審査結果についてを報告します。

本年度第3回青年等就農計画の申請について、2件ございましたが、指導班書類審査の結果、適当と認められ、認定しましたので、報告するものです。

続いて、制度の概要ですが、根拠法令は農業経営基盤強化促進法並びに同法基本要綱、松本市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に基づき、松本市長が認定するものです。

認定基準については、お示しのとおりとなっておりますので、ご確認ください。

3番、令和元年度第3回青年等就農計画認定者については、以下の2名となります。

整理番号1、〇〇〇〇さんですが、令和2年4月1日に施設花卉で就農予定となっております。現在、和田地区のほうで里親研修中です。

整理番号2、〇〇〇〇さんですが、平成31年の3月25日に農業経営を既に開始しております。スイカとネギで経営しております。

どちらも国の農業次世代人材投資事業経営開始型の交付を希望しておりますので、該当地区の農業委員の皆様にはサポート委員としてまたお世話になりますが、よろしく願いいたします。

以上です。

議長

ただいま農政課から説明がありましたが、これより質疑を行います。

発言のある委員の皆様、挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長

ないようです。

本件につきましては、ただいまの説明のとおりでありますので、ご承知おきをお願いいたします。

次に、報告事項ウ、令和元年度全国農業新聞普及推進の取組結果についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。  
清澤補佐。

清澤局長補佐

それでは、本年度の全国農業新聞普及推進の結果についてご報告させていただきます。

着座で失礼いたします。

9月の定例総会でご依頼申し上げました件の結果になりますけれども、普及推進目標、目標普及部数は86部、これは県が目標としている数で、申込受付部数は204部ということでしたので、目標は達成されました。

ちなみに、長野県としては全国第2位でしたという報告が来ております。詳しい内訳は、(2)の表にあるとおりになります。

購読部数の推移ですけれども、前年度は平均で500部でしたけれども、今年度は平均で428部ということで、年々減っている傾向にはあります。

最後に、表彰規程ですけれども、こちらに書いたのは昨年度のもので、交付要件は見直し中ということですので、また詳細がはっきりわかりましたところで報告をさせていただきます。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありましたが、これより質疑を行います。発言のある委員の皆様には挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ないようです。

本件につきましては、ただいまの説明のとおりでございます。ご承知おきをいただきたいと思っております。

おかげさまで購読者をふやし、目標を大幅に上回ることができました。皆様に改めて感謝を申し上げます。

次に、報告事項エ、令和2年1月農業委員会研修会及び新年会についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

板花補佐。

板花局長補佐

それでは、ページでいきますと42ページになりますが、よろしく申し上げます。

着座で失礼させていただきます。

間もなく来年になりますけれども、1月の総会の関係ですが、総会終わりましたから研修会と新年会を予定しております。以下、説明をさせていただきます。

1月31日金曜日になります。総会の案件は少な目というふうに予想しておりますが、おおむね午後3時半から研修を行っていききたいと思います。

この会場、議員協議会室で行いますと書いてありますが、もう1カ所、大会議室も予約中でございます。両方を使うことになる可能性が高いと思います。

3番目、出席対象ですが、年の初めでございます。新年会もありますので、農業委員、それから推進委員にも全員参加を呼びかけてまいります。

4番目、研修会の内容でございます。事例報告ということで、中山のほうでも先進的に取り組んでいるわけでございますが、中山間地域農業活性化プロジェクトの取り組みからということで、農政課の担い手担当主査から、この間の取り組みについて報告をいただきます。演題としましては、「人がつながり顔が見える農業振興とは」ということで、中身的には、広報まつもと12月号に農業特集、先月もお配りしたわけでございますが、このような中身の研修になろうかと思っております。

(3)で、その後グループワーキングを行いまして、農政課の職員、若手の職員を中心に出席を求めまして、委員さんにも小グループに分かれていただきまして、気楽に意見交換をしたいと考えております。

まず、職員と委員が交流して、お互いに顔が見える関係を築くことが農業振興の取っかかりになるというふうに考えております。気寄りよくやることが大切でございますので、職員と委員で交流をしていただくと。

さらに、松本新興塾の塾生も参加を検討中でございます。新興塾にも加わっていただくことになると思っております。

5番目、新年会の開催でございます。研修終了後、新年会を行いますが、昨年と同じように、バーデン・バーデンですね、緑町のところの2階になります。会費は、2月の報酬から差し引かせていただきます。

その際、全国の農業会議所や県農業会議にもご出席いただきまして、新聞目標達成懇談会を兼ねて開催するというところでございます。

以上、予定についてご案内申し上げます。

議長

ただいま事務局から説明がありました。  
これより質疑を行います。  
発言のある委員の皆様は挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長

なければ、本件につきましては、ただいまの説明のとおりでありますので、ご承知おきをいただきたいと思います。  
最後に、報告事項オ、主要会務報告並びに当面の予定についてを議題いたします。  
事務局の説明をお願いいたします。  
板花補佐。

板花局長補佐

引き続きまして、43ページ、44ページをお願いします。  
まず今月、12月の振り返りでございますが、視察研修について、松塩筑

安曇の関係、それからうちの農業委員会の関係と予定をこなしてきたところでございます。

やさいバスと、浜松市農業委員会を見てきましたけれども、両市の説明ばかりに時間をとられまして、十分な懇談、交流時間がとれなかったことは反省点と考えておりますが、資料をたくさんちょうだいしましたので、事務局としてもしっかり勉強しまして、浜松市のいい部分を取り入れたいと考えております。

44ページ、当面の予定でございますが、1月6日、新年祝賀会ということで、農業委員さんのほうには秘書課からご案内が行っているかと思いません。ご希望の方はご参加ください。

1月14日は、役員会と情報・研修委員会を予定してございます。

続きまして、1月21日でございますが、女性協議会の関係ですが、会場変更となっております。印刷した後に会場変更の知らせが来ました。安曇野市のスイス村サンモリッツの大ホールということで変更になっておりますので、お間違えのないようお願いいたします。

1月23日、農地転用現地調査ということで、今回の担当委員は河西委員と丸山茂実委員となりますが、都合につきましては、また事務局のほうとお打ち合わせをお願いいたします。

そして、先ほどのとおり、1月31日、総会、研修会、新年会と予定しております。

以上でございます。

## 議 長

ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありましたが、これより質疑を行います。

発言のある委員の皆様は挙手をお願いいたします。

12月16日、17日と松塩筑安曇農業委員会協議会の先進市の視察研修を行ってまいりまして、松本市農業委員会からは9人の代議員中、私と田中代理と、それから窪田委員長さんと3人で参加いたしました。

私もよく昼間ですね、行程の組み方等々で、余り期待していなかったわけですが、この愛知県の知多のこの千姓という法人は、本当に活気のあるすごい、若い法人でありまして、平均年齢が30歳前というようなことで、大体20人くらいで法人を運営していると。今、1億8,000万円、それで目標は2億円なんだけれども、10年前におやじさんから10町歩の田んぼを預かって、今、100町歩やっていると。大体初任給が20万円を出して、8人を通年雇用していると。

驚いたことに、その若い社長の言うのに、今、就農者を募集いたしますと、若い就農者が50人くらい応募してくると。その中から何人かを採用しているんだけど、本当に困るくらい来るといような状況でありまして、非常に若い農業者だけで経営をしているということで、お米の販売が主、水田が主でございますけれども、何だっけな。レンゲ米でやっているようで、よく売れているなというような話もありましたが、若い30代前後の人たちがそうしてやっておられるというようなことで、非常に感心をして、

大変興味を持ってましたし、次の日にJAあいちの直売所を見てきたわけですが、年間200万人が来ると。私も10年ほど前にここを見させてもらったわけですが、全然衰えることなく集客数があると。非常にJAはこういった運営があんまり上手じゃないというふうに思っていたわけですが、豊田市を控えたりして、客層も厚いようでありまして、いずれにしても両方とも非常に活気のある施設の見学をしてまいりまして、大変勉強になりました。

委員の皆さんで何か意見ありましたら、お願いします。

[質問、意見なし]

議 長

ないようです。

本件につきましては、ただいまの説明のとおりでありますので、ご承知おきをいただきたいと思います。

以上で報告事項は終了いたしました。

続きまして、その他の項目に入ります。

最初に、松本農業改良普及センターから情報提供をお願いいたします。

小川補佐、お願いします。

小川（松本農業改良普及センター） お世話になります。

別刷りで「松本農業改良普及センター」と書いてございます資料をごらんいただければと思います。

普及センターで計画しております1月以降の研修会等につきましておつなぎさせていただければと思います。

まず、①番なんですけれども、1月20日に予定しております松本地域農業経営相談会、1ページから2ページをごらんいただければと思うんですけれども、昨年から2回目になるんですけれども、経営改善、税制、雇用労務、事業継承、マーケティング等の専門家をそれぞれお呼びしまして、農業者とこの専門の皆さんとの相談会ということで計画しております。締めは1月6日になっておりますけれども、またPRいただければと思います。

続きまして、②番なんですけれども、3から4ページをごらんいただければと思います。

小林会長さんにもご案内申し上げておりますが、松本地域青年農業者交流会ということで計画しております。青年農業者プロジェクト活動の発表ですとか意見発表、あと参加者の交流会等を実施する予定であります。1月10日が締め切りになりますので、また若い皆様にお声がけいただければと思います。

それと、③番なんですけれども、信州農業トップランナー研修会、これは県主催のものなんですけれども、5ページから6ページをごらんいただければと思います。1月18日に予定しておりますけれども、トヨタ生産方式の農業分野への導入に関する講演会等がございます。会場が長野市になって

しまいますけれども、こちらのほうもご関心ある皆様へおつなぎいただければと思います。

それと、④番ですけれども、こちら県主催のものですけれども、7ページから8ページをごらんいただければと思います。ちょっと先になります、2月6日でございます。この中で、先ほどもご視察等もされたということでお伺いしましたけれども、やさいバス等の取り組みも事例発表に含まれておりますので、またご出席いただければと思います。こちらのほうは1月27日の締め切りになります。

それと、⑤番ですけれども、こちらのほうは2月12日に開催予定です。農業対象チャレンジ面接会ということで、求人説明会なんですけれども、ハローワーク松本と連携した農業対象ミニハローワークということで計画しております。今のところ数農業法人の皆さんに手を挙げていただいて、実施する予定なんですけれども、ちょっと締め切りは過ぎておりますけれども、また関心ございます農業法人さん等ございましたら、またお声がけいただければと思います。

それと、⑥番ですけれども、こちらのほうはちょっと情報提供ということで、11ページをごらんいただければと思いますけれども、豚コレラを途中からCSFという横文字に農水省のほうでは名称を変更しておるんですけれども、数日前の新聞では、CSFではちょっとわかりにくい等のございまして、豚熱というふうな名前に変更されていくようなんですけれども、この中身につきましては、日本ジビエ振興協会作成の啓発ポスターなんですけれども、風評被害防止の目的で作成されているものですので、またごらんいただければと思います。

⑦番は気象表ですので、またごらんいただければと思います。

こちらのほうからの情報提供は以上ですけれども、よろしく願います。

## 議 長

ありがとうございました。

小川補佐にちょっとお聞きしたいんですが、先般、知事室へ我々のほうからお伺いをしましたら、そのときに豚コレラの話になりまして、特に中国、あるいは韓国等で非常に蔓延しているアフリカ豚コレラは薬もないし、もう防ぎようがないというような感じもあるということと、それから何かハムだとかソーセージにまじって日本へ入っているかもしれないというような話もあるわけですが、補佐、何かこの辺で情報がありましたら、願います。

小川（松本農業改良普及センター） 入っているかどうかという部分では、ちょっと県のほうでは情報を持ち得ておらないんですけれども、やはりハムでというのは、今までの豚コレラでは言われていたことですし、今日か昨日の新聞では、畜産試験場のほうで、なぜ原因になったかというのは、やはり野生イノシシからなんですけれども、直接野生イノシシが畜産試験場に入ったわけではなくて、小動物、ネズミだとかいろいろ媒介する小動物が間接的に入って、畜産試験場が汚染されたのだらうというような判断になっております。

やはりアフリカ豚コレラのほうが非常に強力、非常に強いコレラというか、病気だということでは言われておるんですけども、基本的には、やはり今までの豚コレラの対策、衛生管理であるとか、さまざまな対応をしていかなきゃいけないというような部分では、対策とすれば、そういういろいろな対策を複合的にやっていくというようなことではないかと思っております。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

ただいまは農業改良普及センターの小川補佐のほうから話をいただきました。

続きまして、事務局からの連絡事項等をお願いいたします。

農業委員会の活動記録簿の変更について、清澤補佐のほうでお願いします。

清澤局長補佐

本日、机の上に黄色い農業記録セットというものと、それからA4の用紙で農業委員会活動記録簿の変更についてという資料をお配りしてありますので、そちらをごらんになってください。

着座で失礼いたします。

今までA3の用紙を配付して記入していただき、総会の際に提出していただいていた活動記録簿ですけれども、来年1月からは、活動記録セットのほうを利用していただきたいと思います。

様式も若干変更になっております。変更の理由としては2点ありまして、資料のほうをごらんください。

1－(1) 農地中間管理事業等改正法によって、農地中間管理事業における農業委員会の取り組みが農地所有者等の農地利用意向の把握と地域での話し合い活動への参加の2点に明確化されました。そのため、農業委員、農地利用最適化推進委員がどのような活動をしたのか把握する必要性が出てきたということです。

2点目として、来年度、令和2年度から農地最適化交付金事業を本市でも活用し、交付金を受けるに当たりまして、活動した地区や集落名の記載が必要になります。

交付金の単価は月額5,000円から7,000円なんですけれども、人・農地プランが来年12月末日までに実質化された地域または実質化のための工程表を作成した地域において、人・農地プランの実質化のための活動を行うことで、交付金の単価が上がってきます。7,000円により近くなるということになります。そのため、どの地域でどのような活動をしたかということが出来る限り詳細に記入されたものが必要になります。

ページをおめくりください。

記録簿のつけ方ですけれども、農業委員会活動記録セットの17ページから48ページに活動記録簿がついております。点線で切り取り線がついておりまして、切り離しが可能となっております。

資料のほうの最後に記入例をつけてあるんですけども、そちらもあわせ

てごらんになってください。

活動した日付、場所をご記入いただき、該当する活動に丸か三角をつけていただきます。今までは該当する活動にレ点チェックをしてくださいというご案内でしたが、丸か三角に統一でお願いいたします。ほぼ1日の活動の場合は丸、1日に及ばない場合は、半日であったり、1時間であったり、たとえ数分であったとしても三角をつけていただければいいです。1日のうちに複数の活動を行った場合は、該当する全てに丸か三角をつけてください。

ただし、活動地区が違う場合は、行を変えてください。これはどういうことかということ、例えば市役所で委員会を午前中やって、午後、地域で活動をしたというようなときは、行を分けてください。

(3) 農委法第6条第1項に基づく業務についてですけれども、こちらは表の①から⑤に当たるものですが、項目内容は今までと同じです。備考欄に活動内容が何だったのか、定例総会だったのか、委員会だったのか、ブロック活動だったのかということに記載してください。

それから、真ん中の二重線で囲んである農委法第6条第2項に基づく業務ですけれども、こちらは新規項目があったり、内容をまとめているため、項目の数とか内容が変更になっております。

この二重線で囲まれている部分が農地利用最適化交付金の交付対象となる項目です。この項目にチェックした内容は、農地所有者名の農地利用の把握と地域での話し合い活動への参加の内容を把握する必要があるため、また別の用紙で記入をお願いしたいんですけれども、活動記録セットの14ページに記入例があるんですけれども、活動記録簿の裏面に農地利用の意向把握の状況及び地域の話し合いへの参加状況という表が裏面にあります。こちらを記入していただくようになります。

農地利用の意向の把握の状況及び地域の話し合いへの参加という表のほうの農地利用の意向の把握の状況についてですけれども、記入例、14ページを参考にしながら、意向を把握した日、誰の意向か、農地の貸借・売買の意向などについて記入をしてください。地番や面積までわからない場合は、わかる範囲で農地の地番を記入してください。交付金を受けるに当たっては、地番や面積が必要になってくるので、事務局で確認して、後日追記するようになります。

地域での話し合い活動への参加をした場合というのが右側の表になりますけれども、こちらについても、話し合った日、どのような集まりだったか、どのような役割を担ったかということを必ず記載してください。

それから、表の一番右端の農委法第6条第3項に基づく業務についてですけれども、こちら以前の様式とはちょっと項目数が減っております。今まで皆さんの記入がまちまちの場所だったので、農業まつりだとか、小学校等の食農教育への参加の協力などは、②のその他のほうへ丸か三角をつけてください。

それから、今までも活動費用弁償をお支払いさせていただいていましたが、活動距離を記入する欄がないので、この備考欄のところに記入をお願いし



ます。1日のトータルで4キロ以上の場合に記入をお願いします。

活動記録簿の提出ですけれども、記録セットから切り離していただきまして、何月の分かと氏名を必ずご記入いただきまして、定例総会の際に提出をお願いいたします。総会に出席できなかった場合は、翌月5日までに事務局へ送付してください。提出されていない方も今までいらっしゃるんですけれども、必ず毎月の提出をお願いいたします。

その他注意点として、農地利用最適化交付金の交付単価を上げるためには、農地集積集約化の活動が活動全体の30%以上であることが必要です。2020年農業委員会活動記録セット、こちらの中にご相談カードだとか活動記録帳というものが入っておりますので、そちらを利用していただき、小まめに記録を残して、記録簿に転記をしてください。

最後に、今までも日ごろ貴重な時間を割いていただいて、地域の相談や現場確認等を行っていただいていたと思いますけれども、報酬に対する活動実績が見える化されていないと、情報公開請求などがあつた場合、説明できない状況になってしまいますので、細かな活動もぜひメモを残していただいて、記録として提出をしていただきたいと思います。

報告は以上です。

議長

ありがとうございました。

続いて、ブロック活動にかかわる報告について、板花補佐のほうからお願いいたします。

板花局長補佐

私のほうから数点お願いをさせていただきます。

まず、ブロック活動に係る報告ということで、ブロック長の委員の皆様にお渡ししておりますが、本年度の活動の実績、それから来年度の活動の計画、この2点を3月27日の3月の総会までに各ブロックの担当職員経由でご提出をいただきたいと思います。

まとめる際は、特に来年度の計画等は、ブロック会議を持つなどして、ブロックの中で話し合っていたいただきたいと思います。ブロック活動の趣旨にも書いてあるとおり、押しつける意図は全くございませんので、むしろ委員さんのほうでみずから楽しめるような企画で、和気あいあいとできるようなことのほうがいい、長く続いていいんじゃないかと思っておりますので、目的は推進委員さんを含めて農業委員会の活動の一体性を高めるためというところがブロック活動の一番の趣旨になろうかと思っておりますので、無理のない範囲で来年度の活動など計画をして、お出しいただければと思います。

2点目でございますが、こちら、農業振興課題または農地利用最適化の推進に係る施策の改善要望の提出についてということで、農業委員の皆様、推進委員の皆様全員にお配りしております。また、4人のブロック長は、施策改善要望の取りまとめ役ということで、ブロック長あての通知を別にお配りしております。

通知を見ていただければわかるようになっておりますけれども、こちら3月の総会、3月27日までに事務局へ、ブロック長から事務局へという

ことで、その間、21地区、例えば今井とか、笹賀とか、梓川とか、そういう21地区単位で、地区の要望をまず取りまとめていただいてブロックに提出。ブロックの中で話し合いを持っていただいて、ブロックの課題としてまとめていただいて、3月の総会までに事務局へ提出という2段階方式でお願いしたいと思います。

こちらのほう、目的ですが、来年度の意見書やみずからの事務改善の参考にする目的でお願いするものでございます。

いずれにしましても、これから1月、2月あたりにブロック内で集まりを持っていただきまして、話し合っただけであればと思います。

2点お願いしました。

あと、最後に、こちらの紙を1枚物できょうお配りしておりますが、急遽頼まれまして、先ほども川嶋主事、こちらにおられましたけれども、農業新興塾の担当者から、来年1月16日、夕方6時半から勤労者福祉センターのほうでこのような公開講演会を企画しているから、ぜひ委員の皆様お越しいただきたいということでございます。

農業新興塾の事業、こちらの先生、農業経済学を専門としている村田武先生でございます。ぜひお越しく下さいというご案内でございます。

あと、申しわけないですが、最後、農地利用の最適化の関係で、議案と一緒に同封しておりますけれども、最適化の活動の状況について、進捗状況調査ということで同封させていただいたかと思いますが、1月17日の金曜日までに事務局のほうに、こちら、全国農業会議所のほうから全国の農業委員会にこういう調査の依頼が来ておりまして、事務局のほうとしても、個々の委員にご協力をいただかないとまとめきれない調査になりますので、四半期ごとに提出ということになっておりますので、事務局のほうに1月17日までにお出しいただくようお願いいたします。

最後、本日、欠席者がおられますけれども、欠席委員の資料につきましては、地区でお持ち帰りいただきまして、会議結果とあわせておつなぎいただきたいと思います。

あと、カレンダーを、農政課が制作しました「2020年まつもと旬のカレンダー」を配付させていただきました。またお使いいただきたいと思います。

書類が多いため、書類を入れる袋など若干ご用意させていただいておりますので、後ほど事務局に必要な場合はお声がけをいただければと思います。

また、駐車券の無料認証等もお申し出いただければと思います。

あと、農地審議の申請書類原本ですが、机の上にそのまま置いていただきたいと思います。

以上でございます。

議 長

その他でございますが、全体を通しまして委員の皆様から何かありましたら、発言をお願いいたします。

波田野委員。

**波田野推進委員** 推進委員ですけれども、前、普及センターからも10月ごろにトラクターに関する法令が変わったということで案内がありましたが、各メーカーでこういう冊子が出ていまして、メーカーへ行けば用意してありますけど、今まで大目に見ていたのが、事細かく10月から適用するということで、当面罰則はないけれども、大きな点は、トラクターの牽引が一切だめということで、マニアスプレッダーとかロールベアラーとか引っ張るものがだめ、直装タイプはいいですけども。大型特殊の牽引との兼ね合いがまだはっきりしていないので、見直しがありますとは書いてありますけれども、当面注意されると思いますけれども、罰則はないですけども、それから4月になりまして、田植え作業、代かき作業始まりますと、小型特殊が1メートル70までの幅のものしか認めないということになったので、代かきの刃は大体2メートル以上あります。それを着けて道を走ると違反ということで、その場合は、大型特殊の免許を持っていないとだめだということで、もし事故があった場合は、無免許運転ということになると思いますので、そうすると、事故でもめたときに、無免許ということになると、今度は普通車から何から持っている免許はみんな無効になっちゃいますので、それを注意してもらわないと、農業委員からもそういう注意をしないと、農家は誰も知らないでいると思いますので、ちょっと徹底してもらいたいし、県の農業会議でも、牽引のことについては、酪農家の人たちは堆肥をまけない、わらも集められないということになってしまいますので、そういう運動をもっとしっかりやってもらわないと、農業委員会が中心になってそういう問題を取り上げないと、営農条件の権利縮小になってしまいますし、担い手がまた仕事がしにくくなると今度は田んぼも何もできなくなってしまいますので、そういうところを検討していただいて、そういう意見を組織から上げてもらいたいと思います。

**議 長** はい、わかりました。  
少し来月の総会まででいいですかね、もうちょっと詳しい内容について。

**板花局長補佐** 1月の総会にあわせて皆さんに周知できるように考えたいと思いますので、よろしくお願ひします。推進委員の方も見えますので、周知できるように考えます。

**議 長** ありがとうございます。  
ほかにどうですかね。

[質問、意見なし]

**議 長** ないようです。  
以上で本日の案件は全て終了いたしました。  
円滑な議事進行にご協力いただきまして、ありがとうございます。  
これで議長を退任させていただきます。ご協力どうもありがとうございます

した。

15 閉 会

以上この議事録が正確であることを証します。

松本市農業委員会

農業委員会会長

\_\_\_\_\_

議事録署名人 10番

\_\_\_\_\_

議事録署名人 14番

\_\_\_\_\_